

## 島田療育センターのショートステイの復活を求める意見書

医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者を家庭で支える家族は、痰の吸引や酸素吸入、経管栄養、体位交換など昼夜を分かたぬ見守りや看護が必要であり、心も体も休まるときがない。兄弟の学校行事、親類や知人の冠婚葬祭、自らの病気治療、入院など預けられる場所がなければ、行くこともできない。

このような場合に安心して預けられる場所が、島田療育センターである。重症心身障がい児・者を専門とする医療機関であり、入所施設でもあり、デイサービスなどの居宅支援も行っている。なかでも一時的な短期入所（ショートステイ）は、医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者の家族の生活を支える命綱となってきた。

ところが、深刻な看護師不足によって、ショートステイの事業が縮小し、現在東京都枠で行っていたショートステイ3床が休止に追い込まれている。

重症心身障がい児・者の町田周辺の都内施設としては唯一の島田療育センターのショートステイの休止は、医療的ケアの必要な重症心身障がい児・者と家族にとって深刻な問題であり、一日も早い復活が求められている。

よって、町田市議会は、東京都に対し、島田療育センターの看護師不足解消の支援を行うとともに、早急に東京都のショートステイ枠3床分を復活するよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。